

第 1 部 総論

1 計画策定の目的

市では、平成23年2月末、本市のまちづくりの最上位計画である「青森市新総合計画—元気都市あおもり 市民ビジョン—前期基本計画」を策定し、元気都市・あおもりの実現に向け、喫緊の課題などに的確に対応し、より力強く本計画を推進していくため、先導的な役割を果たす「元気都市あおもり・リーディングプロジェクト」の戦略のひとつに、「まちの活力を支える市民の健康づくり」を掲げるとともに、第2章「健やかで心やすらぎ人と人がつながり支え合うまち」第1節「保健・医療の充実」の第1項に「健康づくりの充実」を掲げ、心身ともに健やかに生活できる社会の実現に向け、市民が地域において主体的に健康づくりに取り組むための環境づくりをはじめ、食生活や運動、喫煙などの生活習慣の改善、健（検）診の受診率向上に向けた取り組みや自殺予防を含めたこころの健康づくり等の取り組みを進めてきています。

このような中、平成25年7月に厚生労働省が公表した、平成22年全国市区町村生命表では、青森市の男性の平均寿命は全国ワースト4位、県内では最下位となり、市民が病気を予防し、健康で元気に長生きができるよう、健康づくりに関する施策を総合的かつ効果的に推進していくことが急務となっています。

一方、国では、生活習慣及び社会環境の改善を通じて、子どもから高齢者まですべての国民がともに支え合いながら希望や生きがいを持ち、ライフステージに応じて健やかで心豊かに生活できる活力ある社会の実現ができるよう、平成25年度から34年度までを計画期間とする「21世紀における国民健康づくり運動（健康日本21）」を策定し、その中で「すべての国民が共に支え合い、健やかで心豊かに生活できる活力ある社会の実現」という10年後を見据えた目指す姿を提示しました。

本市では、国の「健康日本21（第2次）」、及び平成25年3月に策定した県の「健康あおもり21（第2次）」を踏まえ、早世の減少と寿命の延伸を図る健康長寿の元気都市あおもりの実現を目指し、今後7年間の市民の健康づくりに関する目標と方向性を明確にする「青森市健康増進計画」を策定するものです。

2 計画の位置づけ

本計画は、「青森市新総合計画—元気都市あおもり 市民ビジョン—前期基本計画」第2章第1節第1項及び第4項、並びに第2章第4項第1節の施策である、「健康づくりの充実」、「国民健康保険制度の安定的運用」、「母子の保健・医療の充実」等、健康づくりに関連する施策を総合的かつ効果的に推進するための分野別計画です。

また、当該計画は、平成15年5月施行の健康増進法第8条に基づく市町村健康増進計画とします。

